

カネカ健保公告第 07-13 号
令和 8 年 3 月 2 日

被保険者各位

カネカ健康保険組合
理事長 鈴木 聡



標準報酬月額について

標記の件、健康保険法第 37 条の規定による被保険者に対する保険給付算定基礎額は、法第 47 条の規定により、次のとおりとする。

記

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 標準報酬月額 | 470,000円 |
| 2. 適用年月日 | 令和 8 年 4 月 1 日 |

以上